

津市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第86号

改正 平成27年3月31日訓第24号
平成30年3月30日訓第23号
令和2年3月31日訓第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間社会福祉施設等の施設整備を促進することによりその入所者等の福祉の向上を図るため、津市社会福祉法人の助成に関する条例（平成18年津市条例第103号。以下「条例」という。）、津市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成18年津市規則第72号）及び津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「民間社会福祉施設等」とは、次の各号のいずれかに該当する施設で、社会福祉法人、学校法人、医療法人、特定非営利活動法人等の営利を目的としない法人その他市長が別に定める法人（以下「社会福祉法人等」という。）が設置するもの（第1号に規定する施設にあっては、社会福祉法人が設置するものに限る。）をいう。

- (1) 三重県老人保健福祉施設整備費補助金交付要領（平成18年4月14日健福第13-125号。以下「県補助金交付要領」という。）第4条第1号に規定する特別養護老人ホーム又は同条第2号に規定する養護老人ホーム
- (2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について（平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号。以下「平成20年通知」という。）6の(5)の表 施設の種類の欄に掲げる施設
- (3) 「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号。以下「平成17年通知」という。）第2の4の表 施設の種類の欄に掲げる施設
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を実施する

施設

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「民間社会福祉施設等施設整備費補助金」(以下「補助金」という。)と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、本市の区域内において市長が必要と認める民間社会福祉施設等の整備(国又は三重県の補助金等の対象となるものに限る。)を行う社会福祉法人等に対して、その施設整備に係る費用を対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、次項に規定する基準額に通所施設にあつては2分の1を、入所施設にあつては3分の1を乗じて得た額に、その施設の定員等に対する本市の区域内に住所を有する入所者数等の割合を乗じて得た額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。ただし、これにより難しいときは、予算で定める範囲内において市長が別に定める額とする。

2 基準額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1号に規定する施設 県補助金交付要領に基づく補助金の額に4分の1を乗じて得た額又は実支出(予定)額から交付の対象となる施設整備に係る国、三重県その他公益財団法人等の補助金等の額を控除した額のいずれか少ない額
- (2) 第2条第2号に規定する施設 平成20年通知に基づく交付金に3分の1を乗じて得た額に、実支出(予定)額から当該交付金の額に3分の4を乗じて得た額を控除した額に20分の3を乗じて得た額を加えた額
- (3) 第2条第3号に規定する施設 平成17年通知に基づく補助金の額に3分の1を乗じて得た額に、実支出(予定)額から当該補助金の額に3分の4を乗じて得た額を控除した額に20分の3を乗じて得た額を加えて得た額
- (4) 第2条第4号に規定する施設 三重県障害者グループホーム緊急整備費補助金交付要領(平成19年4月1日施行)別表2の算定基準に基づき算定した基準額

3 第1項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第 6 条 規則第 3 条第 1 項の別に定める期日は、国又は三重県の補助金等の対象となる施設に選定された旨の通知を受領した日から起算して 30 日を経過する日とする。

(添付書類)

第 7 条 条例第 3 条第 6 号及び規則第 3 条第 1 項第 4 号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 民間社会福祉施設等の施設整備に係る計画書
- (2) 民間社会福祉施設等の施設整備に係る仕様書及び設計図書
- (3) 民間社会福祉施設等の施設整備について国及び三重県から補助金等の交付決定を受けていることを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第 8 条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、別に定めるところにより条件を付するものとする。

(実績の報告)

第 9 条 補助金の交付の対象となる事業に係る実績報告は、民間社会福祉施設等の施設整備が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 完了写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお合併前の津市民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱（平成 12 年津市訓第 31 号）、津市老人保健施設開設補助金交付要綱（平成 9 年 4 月 25 日施行）又は安濃町民間社会福祉施設整備費等助成金交付要綱（平成 13

年安濃町要綱第10号)の例による。

- 3 この訓の施行の際現に津市民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱、久居市民間社会福祉施設整備費償還金利子補給金交付要綱(平成3年12月1日施行)、安濃町民間社会福祉施設整備費等助成金交付要綱又は美里村平成11年1月21日付け確認書に基づき交付決定されている利子補給については、この訓の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月31日訓第24号)

- 1 この訓は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月30日訓第23号)

- 1 この訓は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月31日訓第27号)

- 1 この訓は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。